

2010年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度の「中間報告」も「負担増か医療抑制か」の二者択一をせまり、後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、2012年4月からの介護保険制度改定にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、料理・買い物・掃除など生活援助は保険給付外とするなど給付制限をすすめています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。
- ③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】平成19年度に減免制度の一部改正をし、低所得者等への配慮をしています。

- ★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】市独自の利用者負担額軽減制度があります。(保険利用の2分の1)

- ③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

【回答】適切な運用に努めるよう必要に応じて指導しています。

- ★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】介護保険3施設及び在宅サービスの基盤整備は整っています。
特別養護老人ホームなどの圏域調整が必要な建設計画はありません。

- ★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】国は介護労働者の処遇改善のために、介護報酬改訂を平成21年4月に実施しました。介護報酬単価は国が定めていますのでご理解をお願いいたします。
また、介護事業所の事業主に対しては、介護報酬改訂分が介護従事者の賃金体制等に反映できるよう啓発をしています。

(2)高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】配食サービスは、毎日1回実施しています。利用者料金は、平成18年度より1食当たり20円安価になり継続中です。なお、会食(ふれあい)方式は実施していません。

- ★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。
ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】65歳以上のひとり暮らしの人の実態調査を実施しています。
軽度生活援助事業、宅配給食サービス事業など各在宅福祉サービス事業を実施しています。

- イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】敬老パスは実施していません。巡回バス(ミニバス)は運行しています。

- ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】宅老所2箇所補助金を交付しています。今後も、対応できる事業から実施する方向で進めていきます。

- エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】 バリアフリーの高齢者向け市営住宅(高齢者専用ではない)を、平成 24 年 4 月入居を目指して建設していきます。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】 要介護 1 以上の人は、障害者控除の対象となっています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】 要介護 1 以上の人は、障害者控除対象者認定書を交付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】 後期高齢者医療の被保険者のうち、県の制度分については支給の対象としており、市の単独事業については、「ひとり暮らし老人で市民税非課税者」を対象に実施しています。その他の方への拡大については、現段階では考えておりません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

【回答】 後期高齢者医療の被保険者に対する、資格証明書の発行は広域連合が行います。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】 県の補助制度を見ながら、財政状況や他市の状況を参考にして、検討したいと思います。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】 現在、中学校卒業までの医療費の無料制度を、現物給付で実施しています。現段階では、18歳年度末までの、医療費の無料化の拡大は考えておりません。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

【回答】 産後 1 回は平成 20 年 4 月から、産前の 14 回は平成 21 年 2 月から無料で助成しています。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

【回答】 就学援助の所得基準の目安としては、例題の2人家族では生活保護基準額の約1.6倍、4人家族では生活保護基準額の約1.4倍となります。申請の受付は、学校だけでなく市学校教育課の窓口でも受付しています。また、申請手続きの民生委員の証明は一部の理由(経済的な理由により生活状態が悪い等)のみ民生委員の証明が必要としています。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答】学校給食法の規定に基づき、学校給食に要する経費(食材購入費相当分)について保護者の負担とさせていただいています。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

【回答】 医療制度改革と併せて論議されており、今後の推移を見守りたいと考えています。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】 現在においても、人件費、事務費、特定健診費用をはじめとして、一般会計からの繰り入れを行っております。引き続き財政運営には努力いたしますが、医療費の増加によっては負担増をお願いすることが避けられないこともあります。減免制度につきましては、近隣市の状況を参考に検討します。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】 均等割は、公平性からすべての被保険者の方を対象としていますので、現段階での実施は考えていません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】 近隣市の状況を参考に検討します。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】 現行の規定では、世帯主及び当該世帯の属する被保険者の、前年中における総所得金額及び山林所得金額の合計額の合算額、33万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を乗じて得た金額と300万円との合計金額以下で、当該年の見込み所得が2分の1以下と認められる場合、所得割額分の2分の1に相当する額を減免していますが、近隣市の状況を参考に検討します。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】 現在、18歳年度末までの子どもがいる場合は発行していません。他の世帯で滞納額が多い世帯には6ヶ月の短期被保険者証を発行し、納税相談の機会を増やし、国保在世の健全化を図っていきます。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回答】 実施していません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】 分納が履行されている世帯には、呼び出すことなく短期被保険者証を交付しています。また、滞納金額がなくなれば正規の被保険者証を交付しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】 未納額の多い世帯には、生活実態の把握を含め財産調査を行い納付が困難と判断した場合、徴収の執行停止も行っています。なお、財産・所得などがありながら未納している世帯については、差押等を行っています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】 現行の「知立市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取り扱い要綱」により実施します。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

【回答】 現段階では考えていません。国の制度により、負担が過大にならないよう所得に応じた1か月当たりの負担限度額を設定しています。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

【回答】 現段階では考えていません。自立支援法により、応益負担となり、自分が受けたサービスの値段に応じ、その1割が請求されます。そのため、世帯の所得に応じて自己負担限度額が設けられています。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

【回答】 22年度は、約4割増額しています。増額の概要は、障がい者相談事業の充実や日中一時支援施設の利用増加によるものです。(H21 予算 47,238 千円→H22 予算 66,709 千円)

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

【回答】 現段階では考えていません。低所得者につきましては、食費等実費負担について、軽減する補足給付が講じられています。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

【回答】 障がい者程度区分につきましては、福祉サービス認定調査員による生活等の聞き取り調査を実施し、その調査結果により自立支援認定審査会にて本人の事を考えて、審議・区分認定しています。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

【回答】 22年 4 月に市内で3つ目のケアホーム八ツ田Ⅱ(8名)が開所しました。(用地を無償貸与しています。)

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

【回答】 特定健診・歯周疾患検診は無料ですが、がん検診は負担金を徴収しています。個別・集団は両方で実施していますが、実施期間の通年は現在のところ難しいかと思えます。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】 今年度から若葉健診 18 歳から 29 歳まで実施するようになりましたので、18 歳から 39 歳までの健診ができました。ただし負担金は 700 円です。

7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

【回答】 ヒブワクチンと子宮頸がんワクチンについては、現在実施に向けて検討中です。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

【回答】 市長会等を通じて国に働きかけていくよう検討します。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】 生活保護の申請権は侵害しないように配慮しています。また、緊急に生活費が必要な方に随時支給しています。

②就労支援や生活指導を個別にいていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【回答】 22年4月よりケースワーカーを2名増やし、5名のケースワーカーが配置され、就労も含めた生活指導をしています。

就労支援につきましては、21年度より就労相談員として臨時職員を配置しており、求人情報の提供や、就労についての個別相談に応じています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ① 宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ② 後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④ 18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤ 消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥ 国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。
- ⑦ 障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ① 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ② 後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③ 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④ 子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤ 国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥ 精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦ 障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ① 愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ② 低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③ 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④ 後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上